

◎陳情趣旨

貴議会では、これまで情報公開条例や議会基本条例等を制定するなどして、情報公開に努められてこられました。それによって、公文書や収支報告書、資産等報告書の開示請求及び閲覧が可能となり、貴議会はますます開かれた議会となって来ております。まず、これらの取り組みに対し、貴議会に敬意を表します。

しかし、貴議会の情報公開体制には不透明・不十分な箇所が幾つかみられます。本陳情では、請願及び陳情と公文書の情報公開における不透明・不十分な箇所について指摘し、それから改善点を陳情事項で述べて行きます。

まず、請願と陳情に於ける情報公開の不透明な点について指摘します。現在、貴議会は上程し、審議した請願及び陳情については、県の公式ホームページにて、その結果を掲載しておられます。しかし、上程されなかった陳情に関しては公開されず、県民の目に触れない実態があります。陳情が上程されず、審議されないのは鳥取県議会会議規則の第85条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」によるものでありますが、上程されない陳情の内容は決して公序良俗に反するものではありません。以前、私どものグループが貴議会に提出した「鳥取県に於ける子ども議会開催を求める陳情」は2015年の2月定例会で上程拒否の扱いとなりましたが、内容としては子ども議会の開催を切に願うものでした。正直な所では、上程されなかった事とその理由について、いまだに咀嚼できておりません。しかも、その陳情を提出した事は、県のホームページなどで掲載されておらず、県民の方々は、陳情の存在を知らないままにされております。言うまでもなく、県民には貴議会にどのような陳情が提出されたのかを知る権利があります。よって、貴議会は、県の公式ホームページに於いて、上程拒否になった陳情の内容を公開し、その理由もあわせて公開していく姿勢が必要であると考えます。

次に、公文書の情報公開について指摘します。現在、公文書について鳥取県は、鳥取県情報公開条例の第7条「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。」及び、同条例第12条「実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。」によって、開示請求を拒否することが可能です。そして現状として、鳥取県は開示請求された数や開示に関しての可否について、その状況を公開していないので不透明であると窺えます。制度の運用状況を開示することは、制度の信頼性の向上にもつながります。よって、どのような公文書が公開され、また公開拒否となったのか、その定量データや状況を、貴議会は定期的に公開すべきだと考えます。

以上の二点について指摘させて頂いたところで、次の通り陳情いたします。

◎陳情事項

1、鳥取県議会に提出された陳情及び請願は、上程または上程拒否に関わらず原則として鳥取県の公式ホームページに於いて本文を公開することを求める。

1-2、また、陳情について上程拒否の場合は、なぜ上程拒否の意思決定をしたのかについて、県の公式ホームページに掲載すること。

1-3、鳥取県は県の公式ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/75934.htm>) にて、請願と陳情の手続きや取り扱いの違いについて、詳細に説明すること。

2、公文書について、鳥取県は公文書の公開状況を一年に一度は集計し、県の公式ホームページ等に於いて広報・情報発信する事を求める。

2-2、公文書の公開状況の項目としては、開示請求された数、開示した数、部分開示した数、公開された公文書の種類や、公開されなかった公文書の種類が挙げられる。